

(留A)

2026年度 大学院入学試験問題【Ⅱ期】

法学研究科 公法学専攻 法学研究者養成コース・高度職業人養成コース (博士前期課程)

科目：専門科目に関する論文

【六法 (判例・解説・書き込みがないもの) は使用可】

- 注1) 次の科目の中から志望専門科目の問題を解答しなさい。
 2) 解答用紙の出題番号欄に、解答する科目の出題番号を記入すること。

1. 行政法

後掲の問1～問3について、すべて答えよ。

Y市に居住し生活保護法に基づく生活扶助を受給していたXは、厚生労働大臣による「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)中の生活扶助基準の改定を理由として、所轄の福祉事務所長らから、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定を受けたことから、本件改定は違法であるなどと主張して、Y市に対し当該保護変更決定の取消しを求め、国に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた。

この生活扶助基準の改定は、物価変動率のみを直接の指標として基準生活費を一律に減ずることをその内容に含むものであり、全国各地で同種の訴訟(通称「いのちのとりで」訴訟)が多数提起された。最判令和7年6月27日(民集79巻4号1640頁)もその1つである。最高裁は、①基準改定につき厚生労働大臣の裁量があることを認めたが、その裁量権行使に逸脱濫用があり、生活保護法3条、8条2項に反して違法であるとして保護変更決定取消請求を認容した。しかし、②国に対する損害賠償請求は棄却した。

問1 下線部①はなぜか。行政基準に関する一般論と生活保護法の規定とを踏まえて答えよ。

問2 下線部②のように、処分取消請求が認容されても損害賠償請求は棄却されることがあるのはなぜか。理論的背景と判例の動向についての一般論と、本件のように行政基準の違法性が問題となった事例についてはどのような理由づけが想定されるか答えよ。

問3 本判決後、X以外の生活保護受給者に対して、国はどのような対応をすべきか。判決効の範囲についての議論と、法政策論としての観点とを踏まえて複数の立場を述べよ。

2. 刑法

次の3問のうち1問を選択して解答しなさい。

問1 中止犯における任意性要件について、具体例を挙げつつ論じなさい。

問2 いわゆる承継的共同正犯について、具体例を挙げつつ論じなさい。

問3 窃盗罪における保護法益について、具体例を挙げつつ論じなさい。

3. 法哲学

次の2問の両方に答えなさい。

問1

リベラリズムという言葉は、さまざまな意味で使われるが、法哲学的観点からして適切と思われるようにその意味を分類し、リベラリズムの意味を自分なりに説明しなさい。

問2

文理解釈という法学用語があるが、条文の解釈であるから、その文理を考慮するのは当然であって、あえて文理解釈などと言うのはおかしいという意見に対して、あなたはどうか考えるか、それを簡潔に述べなさい。